

令和3年8月20日

ベビーシッター派遣事業
割引券等使用承認事業主 ご担当者 各位

公益社団法人全国保育サービス

令和3年度における遡及期間の割引券利用分の提出期限について（お願い）

平素よりベビーシッター派遣事業の推進につきまして、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今年度の4月1日から6月末までの期間に、割引券を使用せずにベビーシッターを利用した分（遡及期間のご利用分）の割引券については、提出期限を設けましたので、速やかに利用者から取扱事業者にご提出いただきますようご周知のほどよろしく申し上げます。

記

紙の割引券、電子割引券ともに取扱事業者から当協会への精算提出期限は、下記の通りとなっております。

利用者から取扱事業者への割引券提出期限につきましては、各取扱事業者にご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. 割引券の4月、5月、6月使用分の精算については、9月3日（金）までに提出。
2. 諸事情により上記期限までに提出が間に合わない場合も含め、最終提出締切は、10月8日（金）とする。

割引券の発行手続きにつきましては、大変時間を要しましたことをお詫び申し上げますと共に、割引券の執行管理のため、ご理解、ご協力を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

なお、すでにご協力をいただき提出を進めていただいています承認事業主様へも、本お知らせが届きますことをご了承ください。

※ 本内容は、当協会HPにも掲載いたします。